

各都道府県支部と本部を結ぶ

平成28年11月29日

随時発行

全国小売酒販政治連盟

東京都目黒区中目黒2-1-27

Tel 03 (3714) 0172

※速報版のため事後修正の可能性有り

酒政連だより

都道府県代表者が一同に集結！

「法改正」を組織の将来に活かす協議、組織の活発化が進む



多数の支部長が出席し、酒政連や研修義務化へ向けた対応に関する意見や要望が寄せられた

平成28年11月28日、衆議院会館において支部長会議を開催し、35名の都道府県の支部長ら代表者が集まりました。坂田辰久会長の挨拶後、以下について報告・協議がなされました。

▶ 「基準（国税庁案）」について

「基準」の進捗や内容の詳細を水口尚人政策部長が説明しました。

▶ 酒類販売管理研修の義務化に伴う対応について

今般の法改正により、酒類販売管理研修者の氏名や最終受講日等を記載した標識の掲示が義務化されます。酒政連では「受講証と標識が一体となった用紙」とこれらと名簿が同時作成可能な「Excel ファイル」を準備しているほか、青年会作成の4か国語お酒コーナーパネルなどを紹介しました。

▶ 政治連盟の役割と今後の活動について

法案成立を受け、会費の入金状況や酒政連への期待は大幅に改善しています。小売酒販組合と酒政連の表裏一体の活動について、引き続き活発な活動が不可欠なことから、全国の支部長の強い要望を受けて「政治連盟の活動について」を作成した旨の報告がなされました。（別紙参照）

民進党「街の酒屋さんと共に歩む議員連盟」総会開催報告

14 時より参議院会館において、民進党「街の酒屋さんと共に歩む議員連盟」総会が開催されました。古川元久会長、古本伸一郎幹事長（愛知 11 区）、増子輝彦顧問（参・福島）など、党議連幹部が駆けつけ開催された総会では、法律の趣旨に乗っ取り、業界の問題を解決する基準とするべく、議連として最善を尽くことが確認されました。



酒政連支部長を前に挨拶をする古川元久議連会長

古川元久議連会長（愛知 2 区）

皆様と共に成立させた酒税法等改正法だ。仏をつくって魂を入れていきたいと思う。皆様と共にしっかりとした基準となるよう取り組んでいく。地域に根差した酒屋の声を政治にいかしていくのが私たちの使命だと考えている。

自民党「街の酒屋さんを守る国会議員の会」総会開催報告

国税庁より、一歩進んだ“次案”提示へ



（左）田中和徳議連会長
（右）野田毅議連最高顧問（熊本 2 区）



坂田会長による挨拶と要望

15 時半より自民党本部にて開催された「街の酒屋さんを守る国会議員の会」総会では、162 名の議員、代理が出席しました。

今般の議連では、前回 10 月 25 日議連総会の協議を踏まえ、第二回目の「基準（国税庁案）」が示されています。

主なポイントは以下の通りです。

- 第一回目で示された「総販売原価を下回る価格」での販売かどうか、に加え「酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか」について廉売の反復性、悪質性、継続性や、廉売商品をおとり商品とした広告の状況(対象市場の規模・広範性)などを通達で規定すること。
- 仕入価格から控除できるか否かについてのリポートの明確化
- 国税庁と公正取引委員会の連携と役割の明確化
- 酒類販売管理研修の義務化に伴う省令改正事項(酒類販売管理者が欠員となった場合の選任について、酒類販売管理者の氏名等を記載した「標識」の記載事項

上記基準案の議連としての対応については、異議なく、田中和徳議連会長一任となり、今後、議連幹部で慎重な協議がなされる予定です。

田中和徳議連会長（衆・神奈川 10 区）

酒屋さんは街や商店街の中心であり、街の歴史の守り人である。町内会や商店街などを地域の役職を担っているのも酒屋さんが多い。国民の生活を守り、商業の活性化のために酒屋さんの力が不可欠だ。国民にとって真の利益はなにかと考えたとき、不当廉売のある状況は何とかなければならないと思い議連をつくった。将来的には、地域ごとの協議会などをつくり、業界の問題を自らの手で解決するそんな業界になっていければ良いと考えている。

酒政連便りはメール配信となっております。

※傘下組織にもご周知くださいますようお願い致します。

※登録を頂いている連合会及び（連合会を通じて登録された）単位組合へはメールでも送信しております。

※当報は（合計 15 枚）送付しております。

※「酒政連だより」のメール配信をご希望の組合員の方は所属組合を通し中央会までお申し込みください。

以 上